

# 住民サービス向上のために

## 5 引込工事等の費用負担について (条例中の別表(第10条関係)を抜粋したものです。先に新聞折り込みチラシと区回覧文書でお知らせした内容と同様です。)

区 分		引込工事等負担金	
		平成27年1月31日までに利用の同意(申込み)をしたもの	平成27年2月1日以降に利用の同意(申込み)をしたもの
1	一般家庭	1世帯1引込み(町の負担)	(1)転入により新規に住民登録された世帯 1世帯1引込み(町の負担) (2)その他の世帯 工事費の実費
2	公的機関、これに準ずるもの	1引込み(町の負担)	1引込み(町の負担)
3	区自治会の集会施設、公共的団体の事務所		
4	医院、診療所、福祉施設、教育施設		
5	一般家庭追加分	1引込み 40,000円	工事費の実費
6	一般事業所	1引込み 20,000円	工事費の実費
7	一般家庭以外の世帯	1引込み 40,000円	工事費の実費
8	集合住宅で所有者が一括加入		
9	大規模事業所	1引込み(町の負担) 追加分1引込み 40,000円	工事費の実費

### 備考

- 1 一般家庭とは、町の住民基本台帳に登録されている世帯をいう。
- 2 一般事業所とは、町内に事務所等があり、比較的小規模な事業所をいう。
- 3 福祉施設とは、法令等に基づき社会福祉事業を行うために設置された施設をいう。
- 4 集合住宅とは、2つ以上の独立した住居により1棟を構成する建物をいう。
- 5 大規模事業所とは、従業員10人以上の比較的大規模な事業所をいう。

告知端末機  
名称 **かわねフォン**



本事業につきまして、分かりやすい説明と進捗状況を引き続きお知らせしていきますので、よろしくお願ひします。【問】企画課・広報情報室 ☎(56)2221

# ～高速通信が可能な無線を活用した 新たな高度情報基盤の整備構想～

12月18日、町議会12月定例会において「川根本町情報通信基盤施設条例」が可決され、同日公布されました。条例の概要につきまして皆さまにお知らせします。

## 1 条例設置の目的

町内の情報通信格差の解消により、①高度情報化、②地域の活性化、③便利で快適な生活環境づくり、④安全安心な地域づくりを推進します。

## 2 事業の内容

- (1) 行政情報の提供に関する業務
- (2) 福祉、生活、文化及び教育の向上並びに産業の振興等各種情報の提供に関する業務
- (3) 災害その他緊急情報の提供に関する業務

## 3 管理運営

町は電気通信事業者とのIRU契約による長期安定的なサービス提供を行います。

- ※1 電気通信事業者…東海ブロードバンドサービス株式会社
- ※2 IRU契約…通信回線などの賃借契約の一つで、町と電気通信事業者の双方の合意がない限り一方から契約を破棄することができない契約

## 4 利用について

- ①告知端末機設置に係る費用は、町民1世帯1引込、区自治会集会施設等1引込を町が負担します。
- ②町が費用負担して設置した告知端末機の利用に係る基本料金は町が負担します。
- ③町負担で設置する場合を除き、追加で利用者が申し込む場合等は利用者が告知端末機に係る引込工事費(引込工事等負担金)、基本料金(告知端末機1台当たり月額800円(消費税別))を負担する必要があります。

